

料金変更届出書

令和6年4月10日

北海道運輸局長 殿

河西郡芽室町東芽室基線 2-1
株式会社 北海運輸
代表取締役社長 沢本 一輝

下記の通り料金を変更したので、倉庫業法施行規則第24条第1項の規定により、届出書を提出いたします。

記

1. 変更をした料金の種別、額及び適用方法「全部変更」

別添「冷凍冷蔵倉庫保管料」「冷凍冷蔵倉庫荷役料」のとおり

2. 施行日

令和6年5月1日



冷凍冷蔵倉庫荷役料率表
(令和6年5月1日届出)

1.適用規定

- (1) この料率表は、寄託者の貨物が倉庫業者の指定する荷捌場に取り卸されてから、荷捌場にて引渡されるまでの作業に適用するのとする。
- (2) 普通荷役料率は、庫入及び庫出料率とする。
庫出料は、庫入寄託者に対して庫入時に請求することを基本とする。但し、負担が適当と認められる者がこれを負担する場合は收受した庫出料を返還又は振り替え請求する。
- (3) 普通荷役料率は、原則として比重の大きい寄託物にあつては重量により、また比重の小さい寄託物にあつては体積により、算出した額による。
寄託物の体積は、荷造包装の外部から計った体積を基準とする。
寄託物の重量は、風袋込皆掛重量を基準とする。
- (4) 料金の計算方法
① 割増割引が重複する場合は、各割増割引率を合算して本表料率に乘じ計算する。
② 1個25^{dm}又は10kg未満のものは、それぞれ25^{dm}又は10kgとして計算することができる。但し、ばら貨物はこの限りでない。
③ 1個（ばら貨物を除く）当たりの料金に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を1銭として計算する。
④ 請求各口につき1円未満の端数があるときは、その端数金額を1円として計算する。
- (5) 1回の庫入又は庫出料金が1円に満たないときは、1円とする。
- (6) 普通荷役料率とは異なる計算方法（料金建て）で算定した荷役料が普通荷役料に換算しその幅内に収まる場合には、当該荷役料で契約することがある。
- (7) 年間庫入れ契約により安定かつ継続的な寄託が見込まれる貨物の荷役料については、別に定めることがある。
- (8) 年末年始、大型連休前後等の繁忙期のスポット貨物の荷役料は、別に定めることがある。
- (9) 通路確保が不要、種類が少ない、先入先出がない、日付管理が不要など保管効率が良い長期安定貨物の荷役料は、別に定めることがある。
- (10) 再保管貨物の荷役料は、別に定めることがある。

2.料 率

(1) 普通荷役料率（荷造物）

級 別	標準料金		幅料金
	10kgに付	10 ^{dm} に付	
F級室（-18℃以下）	20円00銭	10円00銭	+20%~-40%
C級室（10℃~-18℃未満）	20円00銭	10円00銭	+20%~-40%

② 特殊荷役料率（1ヶ月3m³料率）

級 別	標準料金	幅料金
F 級室（-18℃以下）	1000円	+50%~-40%
C 級室（10℃~-18℃未満）	1000円	+50%~-40%

(2) 割増規定及び割引規定

① 割増規定

小口割引	2.5m ³ （1トン）	20割増以内
	2.5m ³ （1トン）以上 5m ³ （2トン）未満	10割増以内
	5m ³ （2トン）以上 7.5m ³ （3トン）未満	5割増以内

② 割引規定

1 荷口 100 トン 以上 の 大 口 荷 物	2割引以内
年 間 入 庫 量 1,000 トン 以上 の 寄 託 者 の 荷 物	2割引以内

③割増割引が重複する場合は、各割増・割引率を合算して、一般保管料又は容積建保管料に乗ずるものとする。

(3) その他料金

① 手数料等

名 義 変 更 手 数 料	1口	1,000円以内
在 庫 証 明（在 庫 報 告 書） 発 行 手 数 料	1件	1,000円以内
各 種 報 告 手 数 料（入 出 庫・在 庫・デ ー ター 等 自 動 FAX 報 告 な ど）	1件	5,000円以内

② 標準料金（一般荷役料）とは異なる計算方法（規制、料金建て）で算出する料金（別定）。

2.その他

消費税の加算

消費税は、1から2までによって計算した料金の総額の消費税（地方消費税を含む）に相当する金額を別途加算するものとする。但し保税貨物に係る料金については、この限りではない。加算については、1.(4)④にかかわらず、上記により、計算された金額に1円未満の端数があるときには、1円単位に四捨五入するものとする。